

公 告

(武雄河川事務所管内における令和8年度アザメの瀬樹木等伐採委託について)

次のとおり公告します。

令和8年6月10日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 真鍋 将一

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、武雄河川事務所が管理する松浦川水系松浦川右岸16/000付近のアザメの瀬における樹木等伐採の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、松浦川水系松浦川右岸16/000付近のアザメの瀬のうち、当方が指示する箇所であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料(別紙)をもって審査し選定する。

その後、武雄河川事務所において、委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託区間を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体であること。

(2) 一般社団法人又は一般財団法人であって、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

ただし、以下の条項を満たす者であること。

- ・当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745 (電話 0954-23-7933)

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所

担当：流域治水課 建設専門官 今橋 一博 (内線508)

(2) 技術資料等説明書及び特記仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和8年6月10日（水）から令和8年6月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②交付場所：〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 流域治水課
電話 0954-23-7933
- ③交付方法：手渡し又は郵送（着払い）により交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和8年6月11日（木）から令和8年6月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（郵送は書留郵便、託送は書留郵便と同等のものに限る。いずれも提出期間内に必着）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、申請書の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。